

福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」実施状況

	年 度	訪 問 国	研修期間
1	昭和 58 年度	イギリス・デンマーク・西ドイツ	11/21 ～ 12/ 1
2	昭和 59 年度	カナダ・アメリカ合衆国	10/22 ～ 11/ 2
3	昭和 60 年度	オーストラリア・ニュージーランド	9/23 ～ 10/ 4
4	昭和 61 年度	フランス・スイス・イタリア	10/21 ～ 11/ 1
5	昭和 62 年度	カナダ・アメリカ合衆国	11/16 ～ 11/27
6	昭和 63 年度	オランダ・スウェーデン・イギリス	10/17 ～ 10/28
7	平成元年度	オーストラリア	10/16 ～ 10/27
8	平成 2 年度	カナダ・アメリカ合衆国	10/ 8 ～ 10/19
9	平成 3 年度	デンマーク・ドイツ・ベルギー	11/22 ～ 12/ 2
1 0	平成 4 年度	イギリス・スウェーデン・フランス	11/19 ～ 11/30
1 1	平成 5 年度	オーストラリア・ニュージーランド	10/18 ～ 10/29
1 2	平成 6 年度	カナダ・アメリカ合衆国	10/17 ～ 10/28
1 3	平成 7 年度	中国	8/28 ～ 9/24
		ノルウェー・アイルランド・イギリス	11/18 ～ 11/29
1 4	平成 8 年度	オーストラリア・ニュージーランド	10/21 ～ 11/ 1
1 5	平成 9 年度	デンマーク・ドイツ・スイス	11/ 4 ～ 11/15
1 6	平成 10 年度	アメリカ合衆国	11/15 ～ 11/26
1 7	平成 11 年度	フィンランド・イタリア・フランス	10/31 ～ 11/11
1 8	平成 12 年度	アメリカ合衆国・カナダ	10/15 ～ 10/26
1 9	平成 14 年度	1 団 ドイツ・デンマーク	10/20 ～ 10/27
		2 団 ドイツ・オランダ	
2 0	平成 15 年度	1 団 スイス・ベルギー	10/19 ～ 10/26
		2 団 スイス・オーストリア	
2 1	平成 16 年度	カナダ・アメリカ合衆国	10/17 ～ 10/24
2 2	平成 17 年度	ノルウェー・フランス	10/16 ～ 10/23
2 3	平成 18 年度	ドイツ・スウェーデン	10/15 ～ 10/22
2 4	平成 19 年度	デンマーク・オランダ	10/14 ～ 10/21
2 5	平成 20 年度	スイス・ベルギー	10/19 ～ 10/26
2 6	平成 21 年度	ノルウェー・イギリス	11/15 ～ 11/22
2 7	平成 22 年度	ドイツ・フィンランド	11/14 ～ 11/21
2 8	平成 23 年度	デンマーク・スウェーデン	11/13 ～ 11/20
2 9	平成 24 年度	フランス・オランダ	11/11 ～ 11/18
3 0	平成 25 年度	イギリス	11/10 ～ 11/16
3 1	平成 26 年度	オーストラリア	11/ 9 ～ 11/15
3 2	平成 27 年度	デンマーク	11/8 ～ 11/14

平成 1 3 年度は米国同時多発テロのため、海外研修を中止。

平成27年度福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」 募集要項

1 目的

2 事業の内容

※ 研修先は例示であり、訪問先の実情に応じて決定します。

3 募集

- ③ 年齢 居住 満 方
内 居住 現在 満 歳 上 歳 方
昭和 態 計 沿 規律 方
健康 健康 方
- ④ ア 又 イ 該当 現 待 方 お そ
ア 勤 所属 方
イ 勤 方
- 他 除 議 (常勤 非常勤 嘱託 臨時 含む) 学生
○ 過去 方公 議 (常勤 非常勤 嘱託 臨時 含む) 補助 含む よ
○ 加 方 議 (常勤 非常勤 嘱託 臨時 含む) 補助 含む よ
- 暴力 暴力 よ 不当 為 防止 法律 法律 77号
号 規定 暴力 よ 又 暴力 法 号 規定 暴力
若 暴力 密接 係 有 者

4 応募方法

次の書類各1通をとりそろえ、居住地の市町村（男女共同参画行政主管課）へ6月12日（金）午後5時までに申し込んでください。

なお、北九州市、福岡市に在住の方は、次の各市役所に持参または郵送してください。（区役所での受付は行っていません。）

- 北九州市：北九州市子ども家庭局子ども家庭部男女共同参画推進課
（〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1 電話 093-582-2405）
- 福岡市：福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課
（〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 電話 092-711-4107）

※ 市町村長は、応募書類をとりまとめのうえ、6月19日（金）までに、実行委員会事務局（福岡県男女共同参画推進課）へ提出してください。

【応募資格③（ア）地域団体・グループ等に所属する方の必要書類】

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 所属団体等の長の推薦書（様式2）
他市町村にまたがるような広域の団体の場合は、居住地の市町村長または、市町村単位程度の組織の長の推薦書でも構いません。
- ・ 被雇用者については、勤務先所属長の承諾書（様式3）
- ・ 男女共同参画について日ごろどのように考えているかをA4版用紙に1200字までにまとめたもの

【応募資格③（イ）企業・NPO等に勤務する方の必要書類】

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 勤務先所属長あるいはNPO等代表者の推薦書（様式4）
- ・ 男女共同参画について日ごろどのように考えているかをA4版用紙に1200字までにまとめたもの

5 団員の選考、決定

団員の選考は、実行委員会が別に定める選考基準に基づき、第一次選考（7月上旬書類選考）及び第二次選考（7月22日（水）面接選考）を行い、団員を内定し、本人に通知します。

【内定者の提出書類】（応募のときは添付の必要はありません。）

- ・ 健康診断書（様式5・内定通知の日以降に受診したもの）
- ・ 住民票

※ 団員の正式決定は、負担金の入金及び全2回の事前研修への参加結果を確認後行います。

6 団員の取消し

- (1) 団員として決定された方で、出発前に、健康上の理由または派遣に不都合な事由が生じた場合は、団員としての資格を取り消します。
- (2) 出発後に、団員としてふさわしくない行為があった方については、団員の資格を取り消し、直ちに帰国していただきます。

7 経費・損害等の負担

- (1) 団員として参加する方には、研修事業に要する次の経費を負担していただきます。
 - ① 海外研修費用として28万円程度。
※ 経済情勢の変化等により、負担金が増える場合もあります。
 - ② 事前・事後研修、報告会及び報告書編集委員会の参加に係る費用、渡航手続き関係諸費用、旅行傷害保険料、健康診断費、県内旅費、海外での自主研修活動に係る経費等個人の負担に属する費用。
 - ③ 6-（2）の規定により帰国させる場合の経費。
- (2) その他
 - ① 負担金は、事前に指定された期日までに納入するものとし、納入金は原則として返金しません。
 - ② 海外研修中の災害（天災、火災、不慮の災害等）、事故、個人の不注意等で主催者の責に帰さない理由によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負わないものとします。

8 その他

当事業に参加した団員は、これまでの事業参加者で組織している「ふくおか県『翼の会』」に入会し、積極的に地域活動等を行っていただきます。

9 問い合わせ先

福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」実行委員会事務局
福岡県男女共同参画推進課内
〒812-8577 （福岡市博多区東公園7-7）
電話：092-643-3391